

議案第 11 号

旅費及び費用弁償等の改定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

旅費及び費用弁償等の改定に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 6 月 20 日 提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

旅費及び費用弁償等の改定に伴う関係条例の整理に関する条例

(議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部改正)

第1条 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例(昭和31年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、一般職の職員」を「、町長等」に改める。

(特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部改正)

第2条 特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例(昭和31年条例第21号)の一部を次のとおり改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第2条関係)

1 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
木古内町教育委員会、木古内町選挙管理委員会、監査委員、木古内町農業委員会及び固定資産評価審査委員会の委員	2,000円	11,800円	2,000円
その他の委員等	2,000円	9,800円	2,000円

(木古内町長等の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 木古内町長等の給与等に関する条例(昭和44年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条中「、一般職の職員に支給する旅費の例による。」を「、特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例(昭和31年条例第21号)に定める木古内町教育委員会等の委員に対する支給額の例による。」に改める。

(町職員の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 町職員の旅費に関する条例(昭和28年条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第15条~第18条関係)

1 行政職・医療職(二)(三)

(1) 車賃、日当、宿泊料及び食卓料

区分	車賃（1 kmにつき）	日当（1 日につき）	宿泊料（1 夜につき）	食卓料（1 夜につき）
行政職	60円	2,000円	9,800円	2,000円
医療職				

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。